

ID: 192

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

<b>処分の概要</b>	利用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	名寄市地域子育て支援センター条例施行規則 第9条第1項		
<b>例規番号</b>	平成27年規則第39号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用の変更及び取消し)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又はその許可の条件を変更し、若しくはその許可に係る利用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が、許可を受けた利用の目的又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(3) 天災その他の理由により必要があると認められるとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、子育て支援センターの管理上特に必要があると認められるとき。</p> <p>2 前条に規定する利用許可を受けた者が当該利用許可を受けた事項を変更し、又は利用の取消しをしようとするときは、利用申請書に当該利用許可書を添えて速やかに市長に提出し、許可を受けるものとする。</p> <p>3 前項の許可は、第8条の規定を準用する。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日